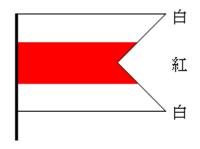
公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年 月 日

第七管区海上保安本部長 福本 拓也 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 第七管区海上保安本部
- (2) 住 所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目3番10号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 別府湾(付図に示すとおり)
 - (2) 期 間 令和7年11月13日から 令和7年11月28日までのうち6日間
- 3 水路測量の実施方法 GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令 第 55 号) 第 6 条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。

別府湾 調査区域図

